

「院内感染対策に関する取り組み事項」

古畑病院

1.院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2.院内感染対策のための組織に関する事項

当院における感染防止に関する意思決定機関として、院内に感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討します。また、感染対策チームを設置し、感染防止対策の実務を行います。

3.院内感染対策のための従業員研修に関する事項

従業員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全従業員対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

4.感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し注意喚起をしています。感染対策員会、感染対策チームで情報を共有し、必要に応じた感染対策の周知や指導を行っています。

5.院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例の発生時には、各部署より感染対策チームへ速やかに報告を行い、報告に応じて感染対策チームは迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底、疫学的調査を行い感染拡大の防止に努めます。また、必要に応じて、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 患者さまへの情報提供に関する事項

感染症が流行する時期は、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。また、あわせて感染防止の意、手指衛生(手洗いや手指の消毒)、マスクの着用などについて、ご理解とご協力をお願いします。

7. 地域連携に関する事項

地域の医療機関と連携し、各施設の感染対策に関する相談を受け、問題点を定期的に検討しています

8. その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

感染対策に関するマニュアルを各部署へ配備し、感染防止のための基本的考え方や具体的な方法について全従業員への周知を行っています。